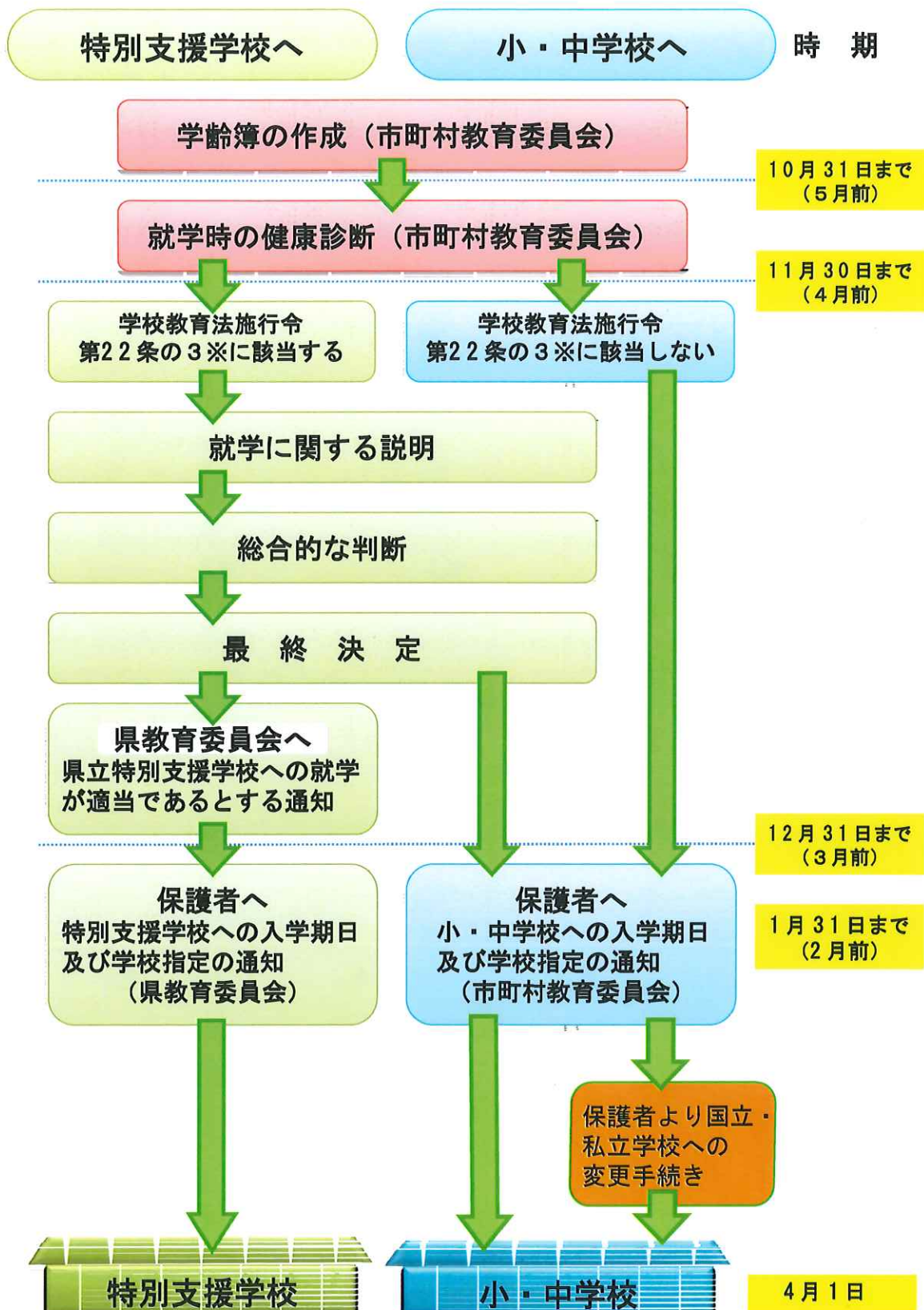


# 資料 4-1 現行の就学までの手続き

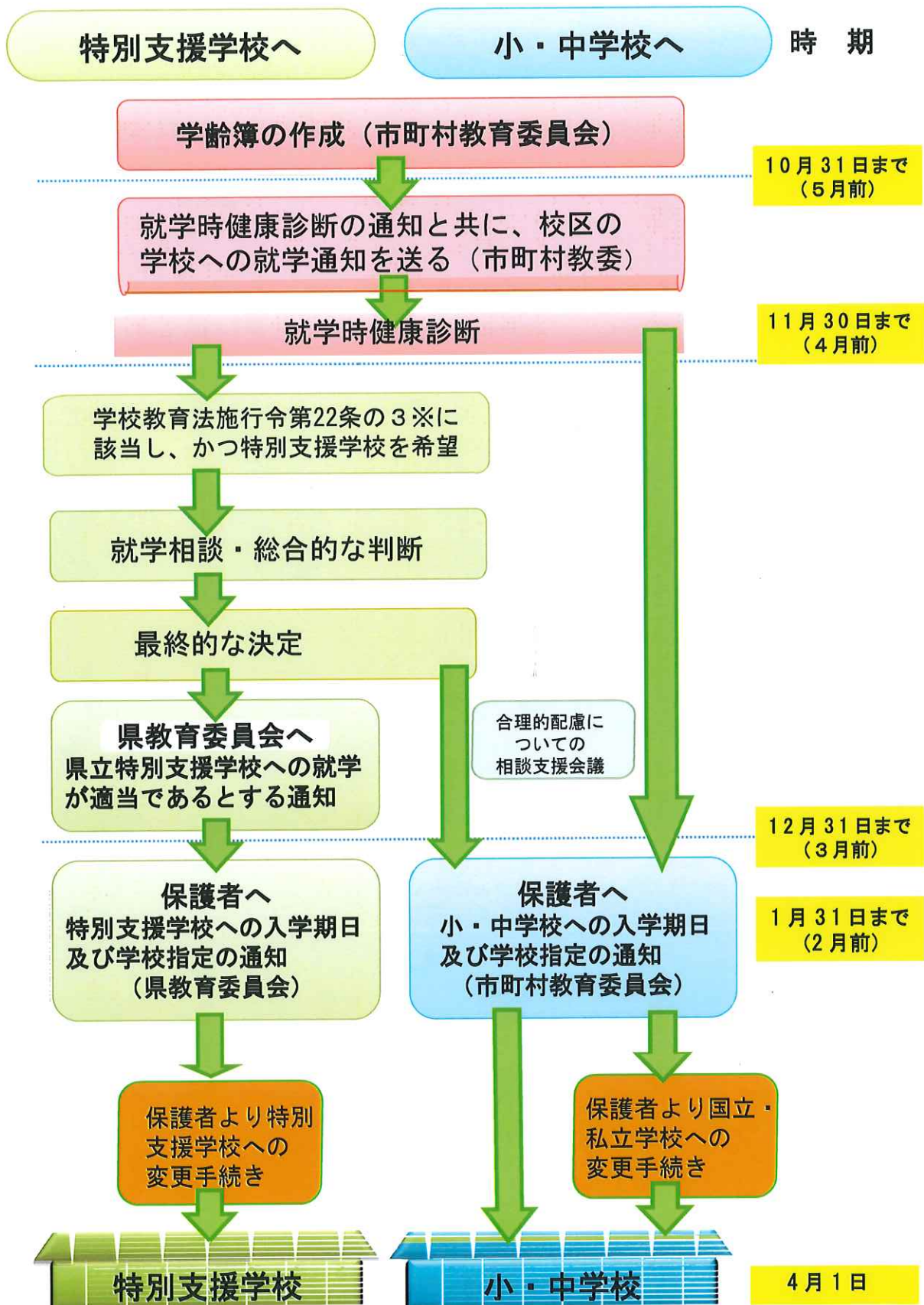


※特別支援学校で教育する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、学校教育法施行令第22条の3で規定されています。

2022年10月27日 参議院文教科学委員会 れいわ新選組：船後靖彦

出典：『適切な教育支援を行うために——一人一人の教育的ニーズに応じた一貫した支援の充実——』（岡山県教育庁特別支援教育課、平成29年）より、船後靖彦事務所加工制作

# 資料 4 - 2 改正後の就学の手続き



※特別支援学校で教育する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、学校教育法施行令第22条の3で規定されています。

2022年10月27日 参議院文教科学委員会 れいわ新選組：船後靖彦

出典：『適切な教育支援を行うために——一人一人の教育的ニーズに応じた一貫した支援の充実——』（岡山県教育庁特別支援教育課、平成29年）より、船後靖彦事務所加工制作